

岩砂病院・岩砂マタニティ

訪問リハビリテーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団友愛会が実施する訪問リハビリテーションの事業（以下『当事業』という。）は、要介護状態または要支援状態等の高齢者（以下『要介護者等』という。）に対し生活の質の確保を重視し、日常生活動作能力を維持、回復させるとともに、住み慣れた地域社会や家庭で療養できるようにしていくことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当事業は、地域との結びつきを重視し、居宅介護支援事業所、関係市町村、他の保険、医療または福祉サービスとの綿密な連携に努め事業の運営を行うこととする。

(事業所の名称等)

第3条 当事業を実施する訪問リハビリテーションの名称および所在地等は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 岩砂病院・岩砂マタニティ 訪問リハビリテーション
- (2) 所 在 地 岐阜市八代1丁目7番地1
- (3) 電話番号 (058) 294-0750

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 当事業に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（以下『リハビリテーションスタッフ』という。）3名以上。
- (2) 病院内でのリハビリテーション業務兼務。
- (3) リハビリテーションスタッフは、医師の指示、訪問リハビリテーション計画および介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能回復を図るために必要なリハビリテーション指導等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 毎週月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日まで、祝日および8月15日を除く。
- (2) 営業時間 月曜日から土曜日 午前8時30分から午後5時
電話等により、営業時間内に連絡可能な体制をとる。

(職務体制の確保)

第6条 訪問リハビリテーションを受ける者（以下『利用者』という。）に対し、適切なりハビリテーションを提供するため、あらかじめ職員の勤務体制を定める。

- 2 職員の資質向上のために、研修の機会を確保するよう努める。

(市町村との連携)

第7条 当事業の運営にあたり、市町村および他の保険、医療または福祉サービスの提供者との連携を図り、介護保険法の訪問リハビリテーションに際しては、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターとの連携を図る。

(内容の教示)

第8条 当事業の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族等に対し利用手続き、提供方法および内容等について説明し理解を得るものとする。

(当事業の提供の開始および終了等)

第9条 当事業の提供の開始に際し、利用申込書の主治医等が発行する訪問リハビリテーション指示書の交付を受けなければならない。

- 2 利用者が必要とする療養上の世話の程度が重いことをもって訪問リハビリテーションの提供を拒んではならない。
- 3 利用者の病状または居住地との距離等の理由により適切な訪問リハビリテーションの提供が困難と認めた場合には、主治医へ連絡をとり必要な措置を講じなければならない。
- 4 利用者の病歴、家庭環境等を把握し、病状および心身の状態について、定期的に主治医に訪問リハビリテーションの提供の継続の要否を相談しなければならない。
- 5 利用者の訪問リハビリテーションの提供の終了に際しては、その家族等に対して適切な指導を行うとともに主治医に情報の提供および保険、福祉サービス提供者との連携に努め、介護保険法の訪問リハビリテーションに際しては、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターとの連携を図る。

(通 知)

第10条 利用者が正当な理由なく訪問リハビリテーションに関する指導に従わないときおよびその他不正行為によって訪問看護療養費の支給を受けまたは受けようとしたときは、遅滞なく意見を付して、その旨を当該利用者の居住地を管轄する市町村長に通知することとする。

(当事業所の取扱方針)

第11条 当事業所は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、療養上適切に行い、日常生活の充実に資するように行い、療養上の目標を設定し満然かつ画一的なものとならないよう、計画的に行うこととする。

(当事業所の具体的方針)

第12条 訪問リハビリテーション指示書およびリハビリテーション計画書に基づき、心身の機能の維持回復を図るよう懇切丁寧を旨とし、療養上必要な事項は理解しやすいように、適切に指導することとする。

- 2 当事業に当たっては、常に医学の立場を堅持し、心身の状態を観察し、利用者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して心理的効果をあげるよう適切な指導をしなければならない。
- 3 利用者の病状および心身の状態ならびに日常生活および家庭環境の的確な把握に努め、その家族等に対し適切な指導を行うこととする。

(緊急時の対応)

第13条 サービス提供中に事故等が発生した場合は、速やかに主治医や家族、居宅介護支援事業所、市町村への連絡を行う等の必要な措置を講じることとする。

(利用料、その他費用)

第14条 事業を提供した場合の利用の額、その他の費用については、次のとおりとする。

- 1 当事業を提供した場合の利用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスのあるときは、利用者の負担割合に準じた額とする。
- 2 通常の事業実施地域を越えて行う当事業に要した交通費は、1キロメートルにつき40円を徴収する。但し、当該事業実施地域を越えた地点から片道10キロメートルまでとする。

(通常の事業実施区域)

第15条 訪問リハビリテーションの実施区域は、以下の通りとする。
岐阜市・山口市

(秘密保持等)

第16条 当事業の従業者は業務上知り得た利用者および家族等の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

- 2 訪問リハビリテーションの従業者であった者に業務上知り得た利用者および家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を事業者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止等)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について全従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施(年1回)
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(相談、苦情処理)

第18条 当事業の責任者は、提供した当事業に関する利用者からの相談、苦情等に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当窓口を設置し、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者および家族に説明するものとする。

(附則)

この規程は平成30年5月1日から施行する。

この規程は令和3年8月15日から施行する。

この規程は令和5年12月1日から施行する。